

平成 9 年臨時第 2 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 9 年 5 月 1 2 日

閉 会 平成 9 年 5 月 1 2 日

新 得 町 議 会

平成 9 年臨時第 2 回
新 得 町 議 会 臨 時 会
平成 9 年 5 月 1 2 日 (月 曜 日) 午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

○ 議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告
		町長行政報告
3	報 告 第 3 号	専決処分の承認について
4	報 告 第 4 号	専決処分の承認について
5	報 告 第 5 号	専決処分の承認について
6	報 告 第 6 号	専決処分の報告について
7	議 案 第 3 4 号	新得町名誉町民の決定について
8	議 案 第 3 5 号	財産の無償貸付について
9	議 案 第 3 6 号	平成 9 年度新得町一般会計補正予算

○ 会 議 に 付 し た 事 件

報告第 3 号 専決処分の承認について
 報告第 4 号 専決処分の承認について
 報告第 5 号 専決処分の承認について
 報告第 6 号 専決処分の報告について
 議案第 3 4 号 新得町名誉町民の決定について
 議案第 3 5 号 財産の無償貸付について
 議案第 3 6 号 平成 9 年度新得町一般会計補正予算

○ 出 席 議 員 (1 9 人)

1 番 吉 川 幸 一 君	2 番 菊 地 康 雄 君
3 番 松 尾 為 男 君	4 番 小 川 弘 志 君
5 番 武 田 武 孝 君	6 番 広 山 麗 子 君
7 番 石 本 洋 君	8 番 能 登 裕 君
9 番 川 見 久 雄 君	1 0 番 福 原 信 博 君
1 1 番 渡 邊 雅 文 君	1 3 番 千 葉 正 博 君
1 4 番 宗 像 一 君	1 5 番 竹 浦 隆 君
1 6 番 黒 沢 誠 君	1 7 番 森 清 君
1 8 番 金 沢 静 雄 君	1 9 番 高 橋 欽 造 君
2 0 番 湯 浅 亮 君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席する者は、次のとおりである。

町		長	齊 藤 敏 雄	君
監	査	員	吉 岡 正	君

○町長の委任を受けて説明のため出席する者は、次のとおりである。

助		役	高 橋 一 郎	君
収	入	役	川久保 功	君
総	務	長	佐 藤 隆 明	君
企	画	長	鈴 木 政 輝	君
保	健	長	高 橋 昭 吾	君
農	林	長	齊 藤 正 明	君
庶	務	長	武 田 芳 秋	君
財	政	長	阿 部 敏 博	君

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	富 田 秋 彦	君
書			記	金 田 将	君

開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日は全員出席でございます。

これより本日をもって招集されました平成9年臨時第2回の新得町議会を開会いたします。

（宣言 10時00分）

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） ただちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、14番 宗像一君、15番 竹浦 隆君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決しました。

諸般の報告

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙、お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） 4月10日の臨時第1回町議会以後の行政報告をいたします。

4月11日には、堀知事が来勝いたしましたして、管内市町村長との行政懇談会が行われ

ております。

2 ペ - ジにまいりまして、4 月 1 4 日には、町の懸案事項の要請のために、帯広開発建設部及び土現に議長とともに、陳情いたしております。

3 ペ - ジにまいりまして、後段であります。4 月 1 7 日には、第 4 9 回新得神社山桜まつり実行委員会が開催されまして、第 4 9 回の桜まつりが5 月 1 8 日に決定をいたしております。

4 ペ - ジにまいりまして、4 月 1 8 日には道におきまして町の懸案事業の要請をいたしております。

4 月 2 1 日には三輪ヒュ - ム管の塩原社長が来町されまして、今回の企業立地にあたりましての、各種の許認可手続きにつきまして、町の協力に対するお礼のために、表敬訪問されております。その際に一連の手続きが完了次第、工場の建設に着工したい旨の意志が伝えられております。

4 月 2 3 日には今度は、西村副知事が来勝されまして、道の新長期計画に関する市町村への説明と併せて意見交換が行われております。

6 ペ - ジにまいりまして、道の町村会の定期総会に出席したおりに、これも各種懸案事業の要請をしてきております。特に畜産試験場の再編に伴う事業にあたりましては、地場産材をはじめとする地元企業の活用について、要請をしてきております。

4 月 2 5 日には、狩勝寿事業団の総会が行われまして、佐藤和也理事長が退任をされまして、後任に事務局長でありました、岡本義蔵氏が理事長に就任いたしました。

7 ペ - ジにまいりまして、4 月 3 0 日には、公共下水道実施設計委託業務その 1 以下二件の工事入札を行いまして、それぞれ落札いたしております。

5 月 1 日には、名誉町民推せん審議会を開催いたしました。これは、屈足で 4 0 年間に及びまして、地域医療に貢献されました屈足診療所の駒木医師につきまして、諮問をいたしました。同日付けで全会一致の推挙の答申をいただきました。後ほどの議案でご審議賜わりたいと思っております。

また、同じ日、トムラウシへき地保育所の入所式が行われました。これは、地域内の幼児が設置基準を超えたことによりまして、休止いたしておりましたトムラウシへき地保育所を、1 1 年ぶりに再開をいたしまして、この日、入所式を挙行いたしました。園児の数は 7 名であります。

8 ペ - ジにまいりまして、5 月 7 日には、主要道道夕張新得線建設促進期成会の総会を行いまして、引き続き、陳情いたしました。道土木部、部長以下関係者、道議会議長に対して陳情を行っております。その際、土木部長の方から、調査費用を計上し、早い時期にル - トを決めたいという意向が示されております。併せて高規格道路との関連も見極めていきたいというコメントもいただいております。

5 月 8 日には全林野の帯広地方本部の役員が来町いたしまして、新得営林署の存続を求める要請を受けております。これは、平成 6 年に引き続きまして、平成 9 年度中に全国で 3 5 の営林署の統廃合が計画をされております。このうち、帯広支局管内においても、複数の営林署が対象になる可能性がある。したがって、地域ぐるみの運動の展開をしてほしいという旨の要請を受けております。私ども、そうした動きを受けて、厳しい状況を迎えております営林署の存続問題につきましては、町を挙げて、また国に対しましても、いろいろ反対のための運動を展開していきたいと考えているところでもあります。

また、5月9日には、全国過疎シンポジウムの事前調査ということで、道から参ったわけではありますが、本年10月に、この全国の過疎シンポジウムが十勝で、開催が計画をされております。その際に本町も、会場のひとつに希望しております、そのための事前調査が行われております。以上であります。

〔町長 齊藤敏雄君 降壇〕

日程第3 報告第3号 専決処分の承認について

議長（湯浅 亮君） 日程第3、報告第3号 専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

〔助役 高橋一郎君 登壇〕

助役（高橋一郎君） 報告第3号、専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。専決処分書といたしまして、平成8年度新得町一般会計補正予算、専決第1号について、地方自治法の第179条の第1項の規定によりまして次のとおり、専決処分するものであります。次のページをご覧くださいと思います。

この補正予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額で、それぞれ1億1千909万1,000円を追加いたしまして、予算の総額を90億8,391万4,000円とするものでございます。第2条は、地方自治法、第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越しして、使用することができる経費を定めたものでございます。第3条の地方債の変更は、第3表の地方債補正によりものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。第2表の繰越明許費で道営草地整備事業にかかる経費につきまして、平成9年度に繰り越しして使用するものでございます。次のページをご覧くださいと思います。第3表の地方債補正で、一般廃棄物中間処理施設整備事業、以下6本を変更するものでございます。

6ページの歳入をお開きいただきたいと思います。今回の補正は3月下旬にかけまして、歳入の額が決定いたしておりますので、これについて整理をいたしております。

2款、地方譲与税、3款、利子割交付金、5款の特別地方消費税交付金、7ページの6款、自動車取得税交付金、7款の地方交付税、18款の町債について、それぞれ補正をいたしております。

なお、今回の補正の財源調整といたしまして、9ページ、歳出でございますが、2款の総務費で減債基金への積立てを計上いたしております。

3款の民生費でございますが、国民健康保険事業特別会計繰出金、老人保健特別会計繰出金、それぞれ補正いたしております。

4款の衛生費では、財源移動の補正をいたしております。

6款の農林水産業費では、次のページになりますが、農地費で道営草地整備事業の地元負担金を補正いたしております。

なお、この負担金は道路改良工事にかかわるものでございまして、国の補正予算により、措置された事業でございまして、事業主体の道が繰越明許費といたしたため、町といたしましても同じように繰越明許費として、平成9年度に予算を繰り越しして使用するものでございます。

次の農村整備事業では、財源移動の補正でございます。

また8款の土木費につきましても、同様でございます。なお、ご参考までに申し上げますと、平成8年度末の減債基金の残高は、3億3,453万2,000円の見込みでございます。以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

〔助役 高橋一郎君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから、質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論はないようですので、これから報告第3号を採決いたします。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって本件はこれを承認することに決しました。

日程第4 報告第4号 専決処分の承認について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、報告第4号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

〔助役 高橋一郎君 登壇〕

助役（高橋一郎君） 報告第4号 専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。次のページをお開き願います。平成8年度の新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第1号につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決するものでございます。4ページの歳入をお開きいただきたいと思います。今回の補正は、3月下旬にかけまして、歳入の額が決定いたしましたので、この整理をいたしております。2款、国庫支出金、3款、療養給付費交付金、4款、道支出金、5款、共同事業交付金、更に5ページの9款、諸収入につきまして、それぞれ補正いたしております。なお、今回の補正の財源調整は、7款の繰入金、その他の一般会計繰入金を減額いたしております。

6ページの歳出でございますが、2款の保険給付費、5款の保健事業費では、それぞれ財源移動の補正をいたしております。以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

〔助役 高橋一郎君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから、質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論はないようですので、これから報告第4号を採決いたします。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって本件はこれを承認することに決しました。

日程第5 報告第5号 専決処分の承認について

議長（湯浅 亮君） 日程第5、報告第5号、専決処分の承認についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。助役。高橋一郎君。

〔助役 高橋一郎君 登壇〕

助役（高橋一郎君） 報告第5号 専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。次のペ - ジをお開き願います。専決処分書といたしまして、平成8年度の新得町老人保健特別会計補正予算、専決第1号につきまして、地方自治法の定めにより、別紙のとおり専決するものであります。

次のペ - ジをご覧いただきたいと思います。この補正予算は第1条で歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,398万2,000円を減額いたしまして、予算の総額を9億6,580万円とするものでございます。4ペ - ジの歳入でございますが、今回の補正は、3月下旬にかけまして歳入の額が決定いたしましたので、それぞれ整理いたしました。1款の支払基金交付金、2款の国庫支出金、3款の道支出金、更に5ペ - ジ、6款の諸収入について、それぞれ補正いたしております。なお、今回の補正財源は、4款の繰入金の一般会計繰入金を増額いたしております。6ペ - ジの歳出をお開き願います。1款の医療諸費では、実績により、それぞれ減額いたしております。以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

〔助役 高橋一郎君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから、質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論はないようですので、これから報告第5号を採決いたします。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって本件はこれを承認することに決しました。

日程第6 報告第6号 専決処分の報告について

議長（湯浅 亮君） 日程第6、報告第6号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し、質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、この報告第6号についてはこれをもって終結いたします。

日程第7 議案第34号 新得町名誉町民の決定について

議長(湯浅 亮君) 日程第7、議案第34号、新得町名誉町民の決定についてを議題いたします。提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

[助役 高橋一郎君 登壇]

助役(高橋一郎君) 議案第34号、新得町名誉町民の決定についてご同意を賜りたく、ご提案申し上げます。新得町名誉町民として、顕彰いたしたいかたは、新得町屈足旭町2丁目85番地の駒木嗣雄さん、72歳でございます。駒木先生のご功績につきましては、お手もとに功績調書を添付いたしております。したがって、詳細はさげたいと思いますが、さきほど町長から、行政報告の中でもお話しがございましたとおり、昭和32年以来、40年間当町の地域医療に一貫して献身していただきまして、そのご功績の数々は、すでに議員各位、十分ご認識のとおりだろうと思います。また、このたび健康上の理由から、閉院されるにあたりましては、先生所有の診療施設を含む、土地建物のいっさいを、町にご寄贈賜りました。また、従来から、事あるごとに多額のご寄附を寄せていただいております。医療福祉の分野だけでなく、町民の文化、スポーツの振興面でも、誠に大きな足跡を残されておられます。こうしたご功績から、去る5月1日開催の新得町名誉町民推せん審議会でも、全会一致、即日、推せんのご答申をいただきましたので、ご提案するしだいでございます。どうか、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

[助役 高橋一郎君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから、質疑にはいります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

議長(湯浅 亮君) 討論は省略し、これから議案第34号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第35号 財産の無償貸付について

議長(湯浅 亮君) 日程第8、議案第35号、財産の無償貸付についてを議題いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長、高橋昭吾君。

[保健福祉課長 高橋昭吾君 登壇]

保健福祉課長(高橋昭吾君) 議案第35号、財産の無償貸付についてご説明いたします。財産の表示ですが、土地が一筆と建物が3棟でございます。土地につきましては、所在地が、新得町屈足旭町2丁目85番2、種別が宅地、面積が1,527.20

m²でございます。建物につきましては、所在地が新得町屈足旭町2丁目85番地2、種別が診療所兼居宅、構造が鉄筋コンクリート造、陸屋根2階建、面積が490.22m²でございます。同じく建物でございますが、所在地が新得町屈足旭町2丁目85番地2、種別が車庫、構造が軽量鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建、面積が14.87m²でございます。同じく建物でございますが、所在地が新得町屈足旭町2丁目85番地2、種別が物置でございます。構造が木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、面積が49.58m²でございます。貸付の目的は診療所経営のためでございます。貸付の期間につきましては、平成9年5月13日から平成14年3月31日まででございます。貸付の相手方は、新得町屈足旭町2丁目85番地、辻岡医院、医師、辻岡敬介氏であります。議案第34号で、駒木医師から寄附がありました土地建物のうち、診療所経営にかかる部分を無償貸付するものでございます。併せまして、レントゲン装置以下、45件の診療所備品につきましては、耐用年数が過ぎておりますので、そのまま辻岡医師にお渡しして、ご使用していただくようになっております。なお、これら、備品の修理、更新につきましては、今後、辻岡医師が実施し、町で行う考えはありません。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

〔保健福祉課長 高橋昭吾君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから、質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 今の説明の中で備品はですね、今後、辻岡医院の方でやるということなんですが、これは無償貸付する場合において、なにか修理をしたうえで無償貸付するのか、ほかにそういう条件を満たしてからやる、どれほどのものを満たして貸付をするのか。その説明をお願いします。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） 寄贈いただきました備品につきましては、現在使用しているものをそのままお貸しする予定でございます。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 建物についての、何か、使用料として貸付、そういう意味なんですけども。建物に関してね。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） 自動火災報知器が、期限切れておりますので、その部分修理したいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） たいへん、こういう形で屈足の診療所が引き続き維持されていくという、誠にありがたいことだと思っておりますが、この、財産無償貸付、このことについては、当然だろうと思っておりますが、いちおう、この土地、建物に対する評価額というのは、幾らになってございますか。これから、今の質問にあった器材類については、ゼロということなんでございますが、それについても、もし、価値があるとすれば、いったい、どれぐらい評価しているか、それらをお教えいただきたい。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） 時価、見積り価格でご説明いたします。土地につきましては、825万877円、建物につきましては、2,717万980円という時価、見積り価格ということになっております。備品につきましては、耐用年数過ぎておりま

すので、評価はしておりません。

議長（湯浅 亮君） ほかに。1番、吉川幸一君。

1番（吉川幸一君） 無償貸付で、今後いっさい町は関与しませんと、この中で課長が答弁ありましたけれども、いかなる場合も町は、これに関与しないおつもりなんですか。この建物の修理、修復に関してでございます。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） 通常の維持管理については、当然、辻岡先生の方で管理してもらいますけれども、天災、地変といいますか、そういった災害等につきましては、町の建物ですので町で対応したいと思っております。

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論はないようですので、これから議案第35号を採決いたします。

本案はこれを原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第35号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第36号 平成9年度新得町一般会計補正予算について

議長（湯浅 亮君） 日程第9、議案第36号、平成9年度新得町一般会計補正予算についてを議題いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、高橋一郎君。

〔助役 高橋一郎君 登壇〕

助役（高橋一郎君） 議案第36号、平成9年度新得町一般会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、191万7,000円を追加いたしまして、予算の総額を86億280万円とするものでございます。今回は、さきほどご審議いただきました名誉町民の決定並びに、財産の無償貸付に関連する予算の補正でございます。5ペ - ジの歳出をお開きいただきたいと思います。総務費では、名誉町民の決定に伴います経費でございます。報償費といたしましては、名誉町民に対する年金といたしまして、30万円を計上いたしております。なお、食糧費につきましては、名誉町民の祝賀会経費の補正でございます。ご参加いただいたかたから、会費をいただきますが、その会費をいったん、町の歳入で受け入れまして、同額を食糧費として、支出するものでございます。4款の衛生費では、さきほど、ご質疑がございましたが、診療所の火災報知器の設備でございます。前のペ - ジに戻っていただきまして、歳入をご覧いただきたいと思います。16款の繰入金では、今回の補正予算の財源調整といたしまして、財政調整基金の繰入金を増額いたしております。以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

〔助役 高橋一郎君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから、質疑にはいります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。討論はないようですので、これから議案第36号を採決いたします。

本案は、これを原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第36号は、原案のとおり可決されました

閉 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって平成9年臨時第2回新得町議会を閉会いたします。

（宣言 10時32分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員